

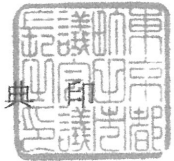
(第5号様式)

15町市議第624号の2
2016年1月25日

公文書不存決定通知書

町田市政を考える会・草の根
小林 美知 様

町田市議会議員 上野 孝 典



2016年1月15日に請求されました下記公文書につきましては、存在いたしませんので、町田市情報公開条例第7条第1項及び第2項の規定により、通知します。

<p>請求の内容</p>	<p>■閲覧又は視聴 ■写しの交付 (■すべて □閲覧後必要部分のみ □郵送希望)</p>
<p>公文書の件名</p>	<p>2014年度の政務活動費の各会派の会計帳簿 (資料一式)</p>
<p>不存の理由</p>	<p>町田市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第11条に、当該会計帳簿は、政務活動費の交付を受けた会派の代表者が備えることと規定されていますが、町田市議会議員長への提出義務については規定されていません。 従って、実施機関である町田市議会としては、ご請求の公文書は保有していません。</p>
<p>1 この決定に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に議長に対して異議申立てをすることができます (なお、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。) 2 この決定については、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として (議長が被告の代表者になります。) 処分の取消しの訴えを提起することができます (なお、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、前記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定書の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>	
<p>事務担当</p>	<p>総務部市政情報課</p>

(第1号様式)

公文書公開請求書

2016年1月15日

町田市議会議長 様

請求者

氏名 (代表者名) 小本美知

住所 町田市川山田橋2-15-42-303

(所在地及び団体名) 町田市政を考へる会 草の根

電話番号 042-797-3604

連絡先

町田市情報公開条例第6条の規定により、次のとおり請求します。

請求の内容	<input checked="" type="checkbox"/> 閲覧又は視聴 <input checked="" type="checkbox"/> 写しの交付 (<input checked="" type="checkbox"/> すべて <input type="checkbox"/> 閲覧後必要部分のみ <input type="checkbox"/> 郵送希望)		
公文書の件名又は内容	2014年度の政務活動費の 各会派の会計帳簿(資料一式)		
決定期限	'16.1.29	主管課	議会事務局
市政情報課受付印		主管課受付印	
